

行政手続法第6条の規定による中部近畿産業保安監督部長の処分に係る標準処理期間

H24.9.19

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律
(昭和五十四年法律第三十三号)

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第4条第1項第3号に基づくガス消費機器設置工事監督者適格者の認定	10日	3週